

練馬区福祉のまちづくり推進条例の一部改正について

高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律施行令（バリアフリー法施行令）の一部改正に伴い、練馬区福祉のまちづくり推進条例の基準を改正しました。

令和7年6月1日施行

※これ以降に着工する建築物が対象

●バリアフリー法施行令の主な改正内容

◆便所の設置数（見直し）

改正前

建築物に1以上



改正後

- ①不特定多数利用便所を階の階数に相当する数以上設置
- ②不特定多数利用便所を設ける階ごとに、車椅子使用者用便所を1以上設置

※床面積が1,000㎡未満の階、10,000㎡超の階は別途規定

◆車椅子使用者用駐車施設の設置数（見直し）

改正前

建築物に1以上



改正後

- 200台以下の駐車場 ⇒ 全体の2%以上
- 201台以上の駐車場 ⇒ 全体の1%+2以上

◆劇場等の客席に係る車椅子使用者用部分の基準創設

改正前

義務基準なし



改正後

- 400席以下の劇場等 ⇒ 2以上
- 401席以上の劇場等 ⇒ 全体の0.5%以上

※劇場等：劇場、観覧場、映画館もしくは演芸場または集会場もしくは公会堂

改正内容詳細は、国土交通省のHPをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html



●練馬区福祉のまちづくり推進条例の改正内容

◆便所の設置数（見直し）

床面積が1,000㎡未満の特別特定建築物は、不特定多数利用便所のうち1以上は、車椅子使用者用便所を設置。

※床面積が1,000㎡未満の建築物について、改正前の基準と同等の基準になるように改正

●練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則の改正内容

バリアフリー法施行令および区条例の改正に併せ、基準の整理を行っています。

詳細は、公共的建築物整備項目対応表第4号様式～第9号様式をご確認ください。

改正後の様式などは、区のHPをご確認ください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/jigyoshamuke/jigyosha/doboku/kenchikushido/fukushimachidukuri.html>

